



## 最低賃金の引き上げによる 問題点と対策とは...

令和6年度の最低賃金の引上げ幅が、全国一律50円と発表されました。最終決定はこれからですが、目安通りなら大阪府は1,114円となる見通しです。

時給制の方に限らず、月給制、日給制の方の給与についても、最低賃金を下回っていないか確認が必要になります。

例えば、所定労働時間が月174時間の事業所では、月給に換算すると約194,000円となります。既存の労働者との賃金バランスも考えなければなりません。

社会保険の適用拡大も年々進んでおり、企業規模等による加入要件の撤廃に向けての話合いも進んでいます。最低賃金が引き上げられると、社会保険に加入したくない、扶養の優遇を受けたいと思う労働者は必然的に労働時間を減らす選択をするでしょう。

政府は2030年代半ばまでに最低賃金を全国平均で1,500円まで引き上げる目標を表明しています。価格転嫁などの企業努力も大切ですが、兼業・副業労働者のようなスポット労働力を活用するといった、業務に見合う労働力を確保する体制整備も必要かもしれません。



## 外国人育成就労制度で人材確保!!

人材確保に向けて、令和6年6月に育成就労制度が公布され、3年以内に技能実習制度に代わる新たな制度がスタートします。令和9年の施行日までに既に来日している技能実習生は、引き続き技能実習を続けられます。施行日までに受け入れ分野が設定されますが、基本的に特定技能制度の産業分野に限られます。介護、建設、農業、外食等に加え、自動車運送業や林業などが追加され、十六の産業分野に拡大されます。



### 技能実習制度との違い



- ① 長期にわたる人材の育成と確保が目的  
育成就労期間(3年間)  
← 試験合格  
特定技能1号(5年間)  
← 試験合格  
特定技能2号(上限なし)



- ② 外国人本人の意向で条件付きで転職可能  
(条件) パワハラ等のやむを得ない事情。又は、1年以上勤務した後に試験に合格した者。

- ③ 監理団体↓監理支援機関の厳格化  
受入れ機関の監理・指導、  
外国人材の支援・保護を強化



人材不足が深刻化する将来、「選ばれる国・会社」になるためには、長期的な視点で人材を育てる支援や教育、評価制度が求められます。

## 新入社員ご挨拶

皆様、初めまして。五月から入所いたしました小林と申します。



趣味は、ビジネス書の動画を見ることで、経営者の思考が学べて為になります。特に印象に残っているのは、Facebook創始者であるザッカーバーグの「Done is better than perfect」という言葉です。これは「完璧よりも実行することが重要である」という意味で、完璧にすることがばかりを考えて中々踏み出せなかったり、序盤に時間をかけすぎてしまう自分に刺さった言葉でした。完璧じゃなくてもいいからとりあえず完成させてみて、それを改善し続けることが大切なのだと学びました。



前職では、店舗のシフト管理を担当しておりました。今ちようど話題に上がることの多い特定適用事業所(社会保険の加入要件が拡大された企業)でしたので、社会保険に入りたい、もしくは入りたくないパートの方々の調整を行っておりました。今年の十月から特定適用事業所の対象が更に拡大されますので、自分自身の経験を活かして、皆様のお役に立てるよう努めてまいります。宜しくお願いたします。

小林



